

地域医療支援病院制度の概要

1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正（平成10年4月1日施行）で制度化されたものである。

2 開設できる者

国（独立行政法人国立病院機構を含む）、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、又はエイズ治療拠点病院及び地域がん診療拠点病院としての機能を有し、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者

3 承認要件

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。

- ア 紹介率が80%以上であること。
- イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。
- ウ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

※初診患者の数には、救急患者等の数は含めない。

- (2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- (5) 厚生労働省令で定める数（200床）以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (6) 地域医療支援病院として、必要な次の施設を有し、必要な記録を備えること。
集中治療室、検査施設（化学、細菌、病理）、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。

地域医療支援病院の見直しに関する国の動向について

厚生労働省「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」において制度の見直しについて議論された。（令和元年8月をもって検討会は終了。見直しの方向に沿って今後は法律改正が行われる予定。）

1 現状

- (1) 地域医療支援病院には、以下の4つの機能が求められている。
 - ① 紹介患者に対する医療の提供
 - ② 医療機器の共同利用の実施
 - ③ 救急医療の実施
 - ④ 地域の医療従事者に対する研修の実施
- (2) 「紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域で必要とされる様々な取組を通じて、かかりつけ医等を支援する医療機関」と位置付けられている。

2 課題

全国的に見ると、地域医療支援病院が全くない二次医療圏もあれば、10以上の地域医療支援病院が所在する二次医療圏もあり、地域医療支援病院がその制度趣旨を踏まえた役割を果たしているのか疑義が生じている。



地域の実情に応じた、真に地域で必要とされる医療の提供が求められている。

3 見直しの方向

- (1) **かかりつけ医等を支援するための機能について**

知事の権限で地域の実情に応じて要件を追加できるようにすべきである。

具体的には、地域医療構想調整会議における協議において、地域でそれぞれの地域医療支援病院が果たすべきとされた機能については、医療審議会の審議を経て、当該地域医療支援病院の責務とすることが考えられる。
- (2) **医師の少ない地域を支援する機能について**

地域医療を支援する病院として、医師の少ない地域を支援する機能が求められる。具体的な取組として以下のようなものが考えられる。

 - ・ 医師少数区域等における巡回診療の実施
 - ・ 医師少数区域等の医療機関への医師派遣の実施
 - ・ 総合診療の部門を持ち、プライマリ・ケアの研修・指導の実施